

平成 22 年度事業所母集団データベース研究会  
中間とりまとめ

平成 22 年 12 月  
総務省統計局



# 目次

はじめに	3
第1 これまでの検討状況について	4
1 研究会における検討状況について	4
(1) 各府省が担当する業務・重複是正の方法の簡素・合理化	4
(2) プロトタイプによるビジネスレジスターの運用及び基本設計	4
2 統計委員会における議論及び意見について	5
(1) 統計委員会における議論の経緯	5
(2) 意見の概要	6
第2 現在の事業所・企業データベースについて	7
1 データベースのシステムについて	7
2 システムの運用について	8
第3 ビジネスレジスターに求められる機能について	9
第4 ビジネスレジスターの整備方針について	11
1 ビジネスレジスターを活用した統計調査実施の枠組み	11
(1) 統計調査の実施計画の登録	11
(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の登録	12
(3) 統計調査結果データの登録	12

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用	12
2 ビジネスレジスターに収録する統計情報について	12
(1) 優先的に収録する統計調査について	12
(2) 収録する項目について	13
(3) データ収録に関する検証について	13
3 行政記録等の収録・利活用について	13
(1) 各種行政記録情報の活用	14
(2) プロファイリング手法の確立	15
(3) 民間情報等の活用	15
4 平成 26 年経済センサス基礎調査の調査方法について	16
第 5 整備スケジュール	17
第 6 今後の検討課題等について	18
1 統計調査の年次フレームの提供に向けた検討	18
2 共通事業所・企業コードの体系	18
【参考】 新システムの運用のイメージ	19

## はじめに

公的統計の体系的、効率的な整備とその有用性の確保を図ることを目的として、統計法が 60 年ぶりに改正され、平成 21 年 4 月に全面施行された。新統計法では、正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減を図ることを目的として、調査票情報や法人その他の団体に対する照会その他の方法により、新たに事業所母集団データベースを整備することが規定された。

また、諸外国においては、行政記録情報を利用しつつ、ビジネスレジスターの利用者からの情報を基に整備されるなど、その整備のサイクルが確立され、産業関連統計の基盤となっている。このような各国の取組は、我が国におけるビジネスレジスターの整備・運用に当たって参考となるものであり、とりわけ各府省の役割が重要になっていくものと考えられる。

平成 22 年度には、統計法改正法の施行後初めての施行状況が統計委員会へ報告され、その報告を踏まえ、政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいものとして、ビジネスレジスターの構築・利活用について統計委員会から総務大臣宛に意見が出されており、ビジネスレジスターに対する期待が高まってきている状況となっている。

本中間とりまとめは、このような状況を踏まえ、本研究会におけるこれまでのビジネスレジスターの検討状況等を整理するとともに、今後のビジネスレジスターの在り方を提示し、整備の方向性についてとりまとめたものである。

## 第1 これまでの検討状況について

### 1 研究会における検討状況について

総務省統計局では、平成22年5月から10月までに4回の研究会を開催した。この中で、ビジネスレジスターに関する以下の内容について検討及び議論を行った。

#### (1) 各府省が担当する業務・重複是正の方法の簡素・合理化

重複是正については、現在、各府省が標本抽出を行って調査候補名簿を作成し、事業所・企業データベースの運用管理機関である独立行政法人統計センター（以下、「統計センター」という。）が、調査候補名簿と事業所・企業データベースの調査履歴情報を照合することによって重複是正対象となる企業を特定し、その情報を付与している。この際、重複是正対象事業所がある場合、各府省は代替事業所の確認を行い、改めて抽出処理を行うこととなるが、この作業が複数回に及ぶことがあり、結果として各府省と統計センター間のやり取りが数度にわたることとなる。

これを踏まえ、重複是正の流れについては、総務省統計局・統計センターがビジネスレジスターにより調査履歴情報（調査回数等）を付与した名簿を各府省に対して提供し、この名簿を基に、各府省において悉皆層か否かに基づき重複是正の実施の有無を判断した上で抽出処理を行うことにより、やり取りの簡素化が図られるとの検討結果となった。

また、現在、これらの業務処理については、申請書のやり取り等を文書で行っており、手続きが煩雑であることから、簡素化を図るため、原則として文書での手続きを省略し、これらの業務処理をビジネスレジスターに接続することによりオンラインで実施することが適切であるという検討結果となった。

#### (2) プロトタイプによるビジネスレジスターの運用及び基本設計

ビジネスレジスターについては、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）において記述されているとおり、各種の統計調査結果及び行政記録情報を登録することを想定している。

また、平成 21 年度の研究会において、諸外国のビジネスレジスターについて研究した結果、諸外国においても行政記録情報や各種情報等を保持できる仕組みとなっている。

一方、現在の事業所・企業データベースについては、事業所・企業統計調査又は経済センサス基礎調査を基盤の情報としており、多様な各種の情報を保持することを想定していない。

このため、各種情報等を保持できる仕組みとした場合におけるデータベースの動作を確認するため、プロトタイプを作成し、データ取り込み・同定・修正・統計作成機能等の基本的な動作を確認し、研究会において、その動作状況を報告した。また、この状況を踏まえ、ビジネスレジスターの基本設計のポイントとして、現行の事業所・企業データベースの機能の拡充（経理項目情報の収録、母集団提供機能・統計作成機能の高度化）及び新たな機能の追加（時系列的な情報の格納、プロファイリングによるデータの確認・修正、補完情報の提供）について説明を行い、適切であるとの検討結果を得たところである。

## 2 統計委員会における議論及び意見について

平成 22 年 9 月 30 日、統計委員会から総務大臣宛に、平成 21 年度施行状況報告に対する意見の一つとして、ビジネスレジスターの整備に関する意見が提出されており（平成 22 年 9 月 30 日府統委第 115 号。詳細は参考資料 1）、それらの経緯等は以下のとおりとなっている。

### (1) 統計委員会における議論の経緯

総務大臣は、統計法第 55 条の規定に基づき、統計委員会に対して毎年度の統計法の施行状況を報告することとされており、平成 22 年 6 月 18 日に、初めて統計法施行状況報告が提出された。

これを踏まえ、統計委員会において、三つのワーキンググループが開催され、審議された。

審議の結果、統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項について取り組むべき統計整備等の方向性をとりまとめ、とりわけ政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見された。

## (2) 意見の概要

意見については、「施策の実施状況」、「施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題」及び「取り組むべき方向性」の三点からなる。

施策の実施状況については、各種統計調査結果の収録方法や行政記録情報の収録方法等について検討中であるとともに、民間有識者を構成員とする研究会における検討を実施している旨が記述された。

また、施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題については、近年の厳しい財政状況の下、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための必須のシステムであり、着実に整備していくことが重要である旨が記述された。

これらを踏まえ、取り組むべき方向性として、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた統計データ及び行政記録のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進し、各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する旨が記述された。



## 第2 現在の事業所・企業データベースについて

### 1 データベースのシステムについて

事業所・企業データベースは、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、事業所及び企業を対象とする統計調査の重複是正、各省庁横断的に利用可能な母集団情報の管理を目的として、平成14年度から運用が開始されている。さらに「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日CIO連絡会議決定）に基づき、母集団情報の管理及び標本抽出の機能を拡充し、平成20年度から政府統計共同利用システムの一つとして運用しており、また、行政記録情報として商業・法人登記の登録が可能となっているなど、拡充を図っているところであるが、将来のビジネスレジスターの構築へ向けては、以下の点が問題となっている。

- ・ 現在、事業所・企業データベースについては、平成18年事業所・企業統計調査の結果を基盤としており、今後、経済センサスの結果を基盤として更新される予定であるが、この母集団情報の更新が行われる場合に過去のデータ等が残らないこと、商業・法人登記以外の行政記録情報や各種統計調査結果の登録が機動的にできないことなどのシステム上の制約があるため、母集団情報の提供機能の拡充、補完データの提供、統計調査結果等の時系列収録ができないこと
- ・ 諸外国のビジネスレジスターについては、郵送照会や電話照会等の様々な方法でデータの確認業務（プロファイリング）を実施しているが、現在の事業所・企業データベースについては、これらプロファイリング業務を実施するための機能が整備されていないこと
- ・ 統計作成機能については、現在の事業所・企業データベースでは産業別事業所数、従業者規模別事業所数など基礎的な集計を行うことが可能となっているが、各種の統計調査結果や行政記録情報を結合した統計などの作成については対応できないこと

## 2 システムの運用について

一方、事業所・企業データベースの運用に当たっては、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領」（平成21年4月1日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき運用しているところである。しかしながら、業務の効率的な実施の観点からは、以下の点が問題となっている。

- ・ 母集団情報の使用の申請については、事業所・企業データベースにアクセスし、申請書をPDFファイルで作成後に公文書交換システム又は電子メールでのやり取りを行っている状況となっており、さらに運用管理機関において、申請書に基づき再度入力して提供する情報の作成を行っていることから、結果として提供情報の抽出条件等に係る入力作業が二重となっていること
- ・ 重複是正の実施については、調査候補名簿を登録した上で重複是正を実施する。この際、重複是正の対象となる事業所がある場合には、調査実施者が代替事業所を選定し、再度調査候補名簿を作成することとなり、この作業が数度にわたる場合もあることから、結果として、調査実施者に対して、調査実施前に過重な負担を掛けていること
- ・ 現行の事務取扱要領においても、各府省で事業所コードを保持することになっているが、必ずしも徹底されていない現状がみられ、この結果、運用管理機関においては、重複是正等の処理を行う際、事業所コードを持たない調査データについて、照合審査（目視）の処理に労力を要している状況であること
- ・ これらの統計関係業務の進捗状況について、各府省の統計担当者等が容易に把握する環境が存在しないこと

今後、ビジネスレジスターの整備を進めるに当たっては、これらの課題について、機能の整備・改善等により対応する必要があると考えられる。

### 第3 ビジネスレジスターに求められる機能について

現行の事業所・企業データベースの機能を拡張し、新データベース（ビジネスレジスター）を構築するに当たり、機能面では、

- ・ 現状装備している機能（事業所・企業の名簿情報の収録、母集団提供、簡易な統計の作成等）の拡充

⇒ 経理項目情報の収録、母集団提供機能、統計作成機能の高度化

- ・ 新たな機能の追加

⇒ 時系列的な情報の格納、アドホックな情報の確認・修正、補完情報の提供

等の機能が必要であると考えられる。

また、各府省とビジネスレジスター間の業務をできるだけ効率化し、各府省において実施する業務を明確化するため、各府省の担当者や各統計の担当者向けの統計関係業務支援機能を整備すべきである。

具体的には以下のとおりである。

#### ○ 母集団情報の提供機能

母集団情報の提供機能については、現状の機能で処理できる産業分類や従業者数等による抽出だけでなく、経理項目を利用した抽出に対応する必要がある。

また、各種統計調査結果や行政記録の収録情報を活用し、毎年度、統計調査の母集団情報が提供されるよう、検討を進める必要がある。

なお、母集団提供に当たり、各府省における重複是正を実施可能とするため、調査履歴情報を付与する必要がある。

#### ○ 補完データの提供機能

各府省が実施する統計調査の名簿に対応した、補完・検証用データをビジネスレジスターから提供する機能を整備する必要がある。この情報を活用し、各府省において、欠損値の補完を行うこと及び結果審査の補助情報として利用すること等を通じて、各種統計調査結果の精度の向上を図ることが期待される。

○ 統計調査結果等の時系列収録機能

ビジネスレジスターにおいては、各種統計調査結果及び行政記録情報を収録することとなるが、従来のデータベースと比較すると経理項目が収録されることとなる。その際、各府省の多様な提供様式から必要な項目が収録可能とするとともに、データの時系列的な格納ができるようにすることが必要である。

また、調査項目や収録情報の定義の変更等に適宜対応できるようにする必要がある。

○ プロファイリング機能

各種行政記録等を活用して、正確なビジネスレジスターを構築するためには、諸外国と同様に、郵送照会や電話照会等の様々な方法でデータの確認業務（プロファイリング）を実施する必要がある。これらの業務の実施に当たり必要となる情報の表示や得られた情報を収録する機能を整備する必要がある。

○ 統計作成機能

ビジネスレジスターに収録された情報について、各府省が必要に応じ集計し、統計を作成することが可能な機能を整備する必要がある。

また、総務省においては、統計調査の母集団情報を年次単位で提供する枠組み（年次フレーム）を基盤として、ビジネスレジスターを集計した統計を作成し、提供すべきである。

○ 統計関係業務支援機能

ビジネスレジスターを基盤とした統計調査の実施を支援するため、各府省の統計担当者や、個別の統計調査の担当者が、各プロセス（母集団の利用・調査名簿の登録・補完データの取得、結果情報の登録等）をできるだけ容易に行えるよう、府省毎、統計調査毎のポータル画面を用意し、進捗状況等の確認が行えるようにすべきである。

また、各府省のデータ提供様式に対して、柔軟に対応が可能となるようにする必要がある。

## 第4 ビジネスレジスターの整備方針について

### 1 ビジネスレジスターを活用した統計調査実施の枠組み

産業関連の統計調査については、現在、既に事業所母集団データベースを利用し、母集団提供、重複是正処理等が実施されているが、ビジネスレジスターが前章で述べた機能を持ち、これを基盤として各種統計調査が実施されることにより、これまで以上の調査の効率的な実施、正確な統計データの収集、多様な統計の作成が可能となる。

これらの業務を円滑に実施するためには、現在の事業所母集団データベースにおける各府省とデータベースの手続をできるだけ合理化・効率化し、できる限り少ないステップで、早期に必要な情報がビジネスレジスターに収録され、各府省に提供されるようなサイクルを構築することが必要である。また、前章で述べたように、統計調査の実施計画がビジネスレジスターに登録され、各府省において各プロセスの管理が容易に行える仕組みを構築することが必要である。

さらに、事業所・企業コードについては、これを各統計調査の実施サイクルの中で保持・利活用することにより、「母集団の抽出 ⇒ 重複排除 ⇒ 名簿登録・補完情報の提供 ⇒ 結果情報の収録」の一連のプロセスを効率的に実施するために不可欠なものである。また、共通コードが各統計調査において保持されることにより、ビジネスレジスターに格納されたデータや他の統計調査結果とのデータリンクも可能とし、新たな統計の作成も期待できるものとなることから、各統計調査において保持することが必要である。

これらの流れを整理すると以下のとおりとなる。（詳細は参考資料2）

#### (1) 統計調査の実施計画の登録

ビジネスレジスターの統計関係業務支援機能を活用し、円滑に統計調査を実施するため、現行の総務省政策統括官室における統計調査計画の照会・確認業務の枠組みを活用し、ビジネスレジスターに必要な統計調査の実施計画の情報を収録する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の登録

各府省は、ビジネスレジスターの母集団情報や、行政記録等の名簿情報に付与された調査履歴情報を活用して、調査の実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿をビジネスレジスターに登録する。登録された調査対象名簿を基に、ビジネスレジスターから各府省に対し、補完・検証用データが提供される。

(3) 統計調査結果データの登録

各府省は統計調査の実施後、統計調査結果データをビジネスレジスターに登録する。その際、統計集計用のデータ等を活用し、できるだけ早期に結果データの収録が実施される必要がある。収録された結果データを基に、ビジネスレジスターから各府省に対し、共通事業所・企業コードを付与した結果データが提供される。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実施サイクルの中で、ビジネスレジスターにより付与された共通事業所・企業コードを保持するものとする。

各種統計調査において新たに確認された事業所・企業については、ビジネスレジスターへの結果登録の際、新たな事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

2 ビジネスレジスターに収録する統計情報について

ビジネスレジスターの情報を充実させるためには、各府省が実施している全ての統計調査について共通的な項目を収録することが望ましいが、当初は、ビジネスレジスター整備の基盤を確立させるため、次のように、ビジネスレジスターの整備に寄与度の大きい統計調査を優先して収録を進め、順次収録の対象を拡大することが望ましい。

(1) 優先的に収録する統計調査について

統計調査については、基盤データとして、経済センサス基礎調査・活動調査の情報が収録されることは当然であるが、その他、優先して収録すべきものとして、基幹統計調査を中心に、以下のような統計調査が考えられる。

- 特定の産業において、全数（又はおおむね悉皆）となっている統計調査  
商業統計調査（悉皆調査）、工業統計調査（調査年により悉皆調査）、建設  
工事施工統計調査（資本金3千万以上は悉皆調査） 等
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査  
法人企業統計調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態  
調査 等
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査  
毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査 等
- 上記の他、行政記録と連動した集計が期待される統計調査、一般統計調査  
のうち、特にビジネスレジスターの整備に有効であると考えられる統計調査  
科学技術研究調査（特許関係情報と連動した集計）  
エネルギー消費統計調査（調査客体数：約20万）  
中小企業実態基本調査（調査客体数：約11万） 等

(2) 収録する項目について

また、各統計調査の収録情報については、経済センサス活動調査の共通的な項目を基本として、その他各種統計調査のしきい値として利用されるデータについてはニーズに応じて収録すべきである。

(3) データ収録に関する検証について

優先的に収録が必要な統計調査については、来年度において先行的に経済センサスの結果データとの照合等を行うなど、データ収録についての検証を実施する必要がある。

3 行政記録等の収録・利活用について

ビジネスレジスターの整備に当たっては、統計調査結果の収録だけでなく、行政記録等の収録、利活用が大きな柱となっている。諸外国の例をみても、大

大きく分けると、各種行政記録の活用、個別照会（プロファイリング）の実施、民間情報の活用の三つに大別されている。

これらについては、登記情報の活用を始めとして、既に実用段階に入っているものもあるが、今後とも、有用な情報の活用に向けた検討を実施し、平成 25 年のビジネスレジスターの運用開始に向けて、着実に検証を行いつつ実施段階に進めていく必要がある。

#### (1) 各種行政記録情報の活用

##### ・ 商業・法人登記情報の活用

商業・法人登記情報には、既に経済センサス基礎調査の名簿整備において活用され、平成 21 年 7 月以降は、新たに登記された法人の郵送による照会確認が実施されている。これらについては、ビジネスレジスター整備上極めて重要なものであり、引き続き着実に実施する必要がある。

また、これらの収集された情報は、法人企業の動向を先行的に示す指標として統計的な意味も大きいと考えられることから、一定期間のデータを蓄積し、傾向の分析等を実施した上で、統計を作成し公表することを検討すべきである。

##### ・ 労働保険情報の活用

労働保険情報についても、従業者のある事業所の動向が把握できることから、レジスター整備上重要な情報である。これについては、平成 24 年に実施する経済センサス活動調査の名簿整備に活用するとともに、新設・廃業情報等についても精査を行ったうえでビジネスレジスターに収録する必要がある。

##### ・ EDINET 情報等

有価証券報告書の情報については、既にデータベースの形式で提供されており、ビジネスレジスター内の大企業の経理項目情報の更新上重要な情報であり、収録を進める必要がある。



## (2) プロファイリング手法の確立

### ・ 電話照会

経済センサス基礎調査において実施した、支所情報の確認業務等の実績を踏まえ、ビジネスレジスターの情報に基づく各企業、事業所への電話照会の手法を確立させる必要がある。

### ・ 外観確認

現在、新設登記法人の照会確認において回答のない事業所に、試験的に実施している外観からの存否確認について、民間事業者を活用し、コストを掛けずに実施する手法を確立させる必要がある。

### ・ 大企業への継続的アプローチ

大企業については、グループ構造や本社・支社の関係が複雑であり、適切な統計調査を実施するための部署等に関する情報の確認を定期的・継続的に実施する必要がある。これらについては、総務省において定期的に企業に対してアプローチし、関係を構築するとともに、支所の変更情報を個別に収集する等の取組について検討する必要がある。

## (3) 民間情報等の活用

### ・ 地理情報（緯度・経度情報等）の収録

各事業所・企業の緯度・経度情報等の地理情報は、ビジネスレジスターの各情報と連動することにより、調査区の正確な設定や、定点から一定地域の集計など地理情報を加味した様々な集計が可能となるなど、利用価値を大きく広げるものである。経済センサスの集計においても、小地域統計の作成に当たり地理情報が活用される予定であり、ビジネスレジスターへの収録を検討すべきである。

### ・ 民間企業のデータベースの活用

民間においても、事業所・企業に関する様々なデータベースが作成され、提供されており、諸外国においても民間企業のデータベースを利用している事例もあることから、企業の構造情報や事業所の電話番号に関するデータベ

ース等について、ビジネスレジスター整備への活用の可能性について検討すべきである。

#### 4 平成 26 年経済センサス基礎調査の調査方法について

経済センサス基礎調査は、事業所・企業の名簿や基本構造を整備することにより、経済センサス活動調査実施の基盤となるとともに、ビジネスレジスター整備においてもその最も重要な中核をなす情報となる。

今後、平成 26 年経済センサス基礎調査の検討に当たっては、企業グループの実態の把握、企業内における事業所の確実な把握、経理項目が収録可能な事業所とその他の事業所との関係の把握など、ビジネスレジスターの整備上重要な情報が調査を通じ整備されるよう、調査方法の見直し等を進めることが必要である。

このため、今後の経済センサス基礎調査の調査方法の検討とビジネスレジスターの整備に向けた検討については、今後とも連携した取り組みを実施していくことが必要である。

## 第5 整備スケジュール

ビジネスレジスターについては、政府統計共同利用システムの改修に併せ、平成24年12月までに整備を行い、平成25年から運用を開始することとなっている。このため、総務省において、システムの整備に必要な設計、構築を実施する他、今後各年度までに、主なものとして、以下の取組を実施する必要がある。

### ○ 平成22年度

統計委員会における審議・意見、これまでの検討を踏まえ、ビジネスレジスターの整備方針を決定する。

### ○ 平成23年度

優先的に収録する必要のある統計調査について、経済センサス情報との照合等、収録に向けた検証を実施するとともに、経済センサス活動調査の経理項目に対応する項目の関連付け作業を実施する。また、各種統計調査において、共通事業所・企業コードを維持管理するための準備作業を実施する。

当面収録すべき行政記録情報について、収録に向けた検証作業を終了し、可能なものから、順次収録を開始する。

また、23年度におけるこれらの検証結果等を踏まえ、新たなビジネスレジスターの運用管理規程を策定する。

### ○ 平成24年度

主要な統計調査について、ビジネスレジスターの試験運用を実施し、実際の運用面での問題点等を検証する。また、年度末にかけて、各統計調査の調査計画を登録し、25年度からの本格的な運用に向けた準備を進める。

## 第6 今後の検討課題等について

これまで、第3、第4章において述べた事項については、それぞれが極めて重要な課題を含んでおり、解決に向け着実に検討を進めていくことが必要であるが、特に以下の二点については、ビジネスレジスターの根幹をなすもので、理論的な検討、他調査と連動した検討が必要なものであり、研究会の場等を活用し、来年度中には一定の結論を得るべく検討を進める必要がある。

### 1 統計調査の年次フレームの提供に向けた検討

今後、各種統計調査結果及び行政記録情報等を活用することにより、統計調査の母集団情報を年次単位で提供する枠組み（年次フレーム）を検討する必要がある。

これらについては、既に今年度より総務省において有識者との研究を開始しているところであるが、行政記録等を活用した検証等を実施するなど引き続き検討を進め、来年度中には一定の結論を得る必要がある。

### 2 共通事業所・企業コードの体系

従来、事業所母集団データベースにおいては、産業分類に基づく事業所、企業、企業グループという単位でコードを体系化しており、今後のビジネスレジスターの整備においても基本的にはこれらを踏襲し、整備を進める必要がある。

しかしながら、時系列的なデータの整備、本社の移転、企業の統合・分割への対応、複数事業所を統括して経理項目を把握している事業所への対応など、共通事業所・企業コードの運用等に当たり、整理すべき課題が存在している。これらについて、平成26年経済センサス基礎調査の調査実施方法の検討と併せ、来年度中に結論を得て、運用管理規程等に反映させる必要がある。

## 【参考】 新システムの運用のイメージ

### ○ 窓口担当・調査実施担当・調査計画の登録及び修正

各府省から総務省に対し、窓口担当の連絡を行うことによって窓口担当者を登録する。

また、各府省から総務省に対し、調査計画の登録にあわせて調査実施担当者を連絡することによって、担当者の登録を行う。

なお、ビジネスレジスター上で担当者変更を行うことによって、担当者の変更が可能となる。

### ○ 調査対象名簿の登録及び補完データの使用（ビジネスレジスターの母集団情報を利用する場合）

各府省の担当者が、ビジネスレジスター上で抽出条件を指定することによって、母集団情報に含まれる事業所数又は企業数を確認することができる。

さらに、ビジネスレジスター上で抽出条件を指定して申請することによって、母集団情報（調査履歴情報を含む）をダウンロードし、ダウンロードした結果を基に、各府省の担当者が重複是正を実施する。

重複是正の完了後、各府省の担当者は調査対象名簿の登録及び補完データの使用申請を行い、ビジネスレジスターにおける処理完了後、補完データをダウンロードし、調査を実施する。

### ○ 調査対象名簿の登録及び補完データの使用（ビジネスレジスターの母集団情報を利用しない場合）

各府省の担当者は、調査対象名簿の登録及び補完データの使用申請を行い、ビジネスレジスターにおける処理完了後、調査履歴情報が付与された調査対象名簿及び補完データをダウンロードする。

この後、各府省の担当者は重複是正を実施した上で、調査を実施する。

### ○ 調査結果登録

各府省の担当者は、調査結果の登録を行う。調査対象数が多い等の場合においては、ビジネスレジスターにアップロードする方法ではなく、磁気媒体を総務省

に郵送する方法による。

この後、ビジネスレジスター上で調査結果に共通事業所・企業コードを付与する処理を行った上で、各府省の担当者は、共通事業所・企業コードが付与された調査結果をダウンロードする。

## 参考資料

- 参考資料 1 . . . 平成 21 年度統計法施行状況について（意見）
- 参考資料 2 . . . 事業所母集団 DB の概要
- 参考資料 3 . . . ビジネスレジスターの利用画面イメージ
- 参考資料 4 . . . 主要統計調査の産業分類別の捕捉状況

## 平成 21 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成 22 年 9 月 30 日  
統 計 委 員 会

## 経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成 21 年 4 月に全面施行されてから初めて実施するもの

## 審議結果

統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性を取りまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）

## 重要な事項に関する統計整備等の方向性

(意見として提示した事項)

## ○国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

## ○ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用【対 総務大臣】

- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

(その他の重要な事項)

## ○ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要調査項目の追加等

## ○非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等

## ○オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進

## ○統計職員等の人材の育成・確保

- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討

## ○行政記録情報等の活用

- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究

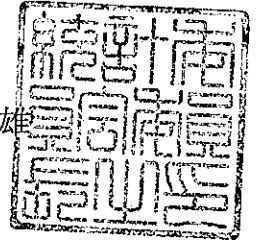




府統委第 115 号  
平成 22 年 9 月 30 日

総務大臣  
片山善博殿

統計委員会委員長  
樋口美雄



平成 21 年度統計法施行状況について（意見）

標記について、統計法第 55 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

(別添)

○ ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ア 施策の施行状況

ビジネスレジスターの構築に向けた取組を実施

(i) 調査票情報及び行政記録情報等の収録

関係府省をメンバーとする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を開催し、各種調査票情報の収録方法や登記情報、労働保険データ、EDINET 情報等の収録方法等について検討中である。

(ii) データベースシステムの拡充等

民間有識者を構成員とする「事業所母集団データベース研究会」を開催し、諸外国のビジネスレジスターについて情報収集・分析するとともに、データ登録等が容易になるような業務フローの見直し等を実施中である。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

(i) ビジネスレジスターは、各種統計調査のための母集団情報を提供するとともに、標本抽出の際に重複是正をすることにより、調査客体の負担軽減にも資するものである。また、各種調査票情報及び行政記録情報等を登録することによる新たな統計(ビジネスレジスター統計)を作成する機能も有するものである。

(ii) 近年、厳しい財政状況が続いており、また、調査環境も引き続き厳しくなる中で、ビジネスレジスターは、限られた予算の中で高品質の統計を作成するための必須のシステムであり、着実に整備していくことが重要である。

ウ 取り組むべき統計整備等の方向性

総務省は、関係府省等と連携して、基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。

その際、総務省は、基盤的・共通的な調査票情報及び行政記録情報等の収録や、ビジネスレジスターにおいて使用する共通事業所・企業コードの維持管理方法等に関する検討の結論を早期に得ることが求められる。これらに基づき、総務省は、各種統計調査に対する欠損データの補完や、ビジネスレジスター内の統計データ等の時系列的整備、各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要がある。

# 平成 21 年度法施行状況に関する審議結果についての統計委員会委員長談話

平成 22 年 9 月 30 日

(はじめに)

統計委員会におきましては、本日の第 38 回会合において「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」をとりまとめ、公表いたしました。これは、新統計法が昨年(平成 21 年)4 月 1 日に全面施行されてから、初めて実施するものです。

報告書においては、国民の合理的な意思決定に資するためのより質の高い公的統計の整備を推進するため、重要な事項に関する統計整備等の方向性についてとりまとめましたが、政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きい統計に関するもの等については、課題の解決に向けた動きを一層効果的に促進していただくことが望ましいと思われるため、当該事項を所管する大臣に「意見」という形で提示させていただくこととしました。

(意見として提示した事項)

意見として提示した事項は、①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化(対内閣総理大臣)と②ビジネスレジスターの構築・利活用(対総務大臣)です。

①については、GDP 統計等の精度向上等が喫緊の課題であることを念頭に置き、次の 2 点を提示しました。

- ・ 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に向けた具体的な工程表の策定
- ・ 責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応の推進

②については、ビジネスレジスターが、統計資源の有効活用のために一刻も早く整備すべきものと考えられるため、次の 2 点を提示しました。

- ・ 基盤的・共通の統計データ等の収録等の検討、レジスター内の統計データ等の時系列的整備の推進
- ・ 各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用の推進

(その他の重要な事項)

その他、次の 5 つの事項について、統計整備等の方向性についてとりまとめました。

①ワークライフバランスの状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための統計が十分に整備されているとは言い難い状況にあります。このため、少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明する観点から関係する統計調査に調査項目を追加することなどについて検討する必要があると考えます。

②雇用格差が社会問題化する中で、賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠となっております。このため、非正規雇用の実態を継続的に毎年把握する統計調査の実施などについて検討する必要があると考えます。

③新たに導入されたオーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)については、統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが期待されているものです。このため、今後さらに、統計ユーザーのニーズを踏まえて、利用可能な統計調査の拡大や利用目的の検討などを進める必要があると考えます。

④高度な専門性を有する統計職員の育成・確保は非常に重要な課題です。このため、今後、政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討していく必要があると考えます。

⑤統計調査予算の確保が困難になる中、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減等の観点からも、行政記録情報等の活用の可能性について、調査研究を進めていきたいと思います。

(統計リソースの確保等)

これらの重要課題を含む新たな統計ニーズに对应していくためには、既存の統計の見直しや業務の効率化が必要であるのはもちろんのこと、必要な統計リソース(公的統計の作成・提供のための予算及び人員)の確保が重要であるということを強調しておきたいと思います。また、質の高い公的統計を整備していく上で、調査客体となる企業や世帯の方々の協力が必要不可欠であることについて、統計委員会としても、引き続きあらゆる機会を使って広報・啓発していきたいと思

# 事業所母集団DBの概要

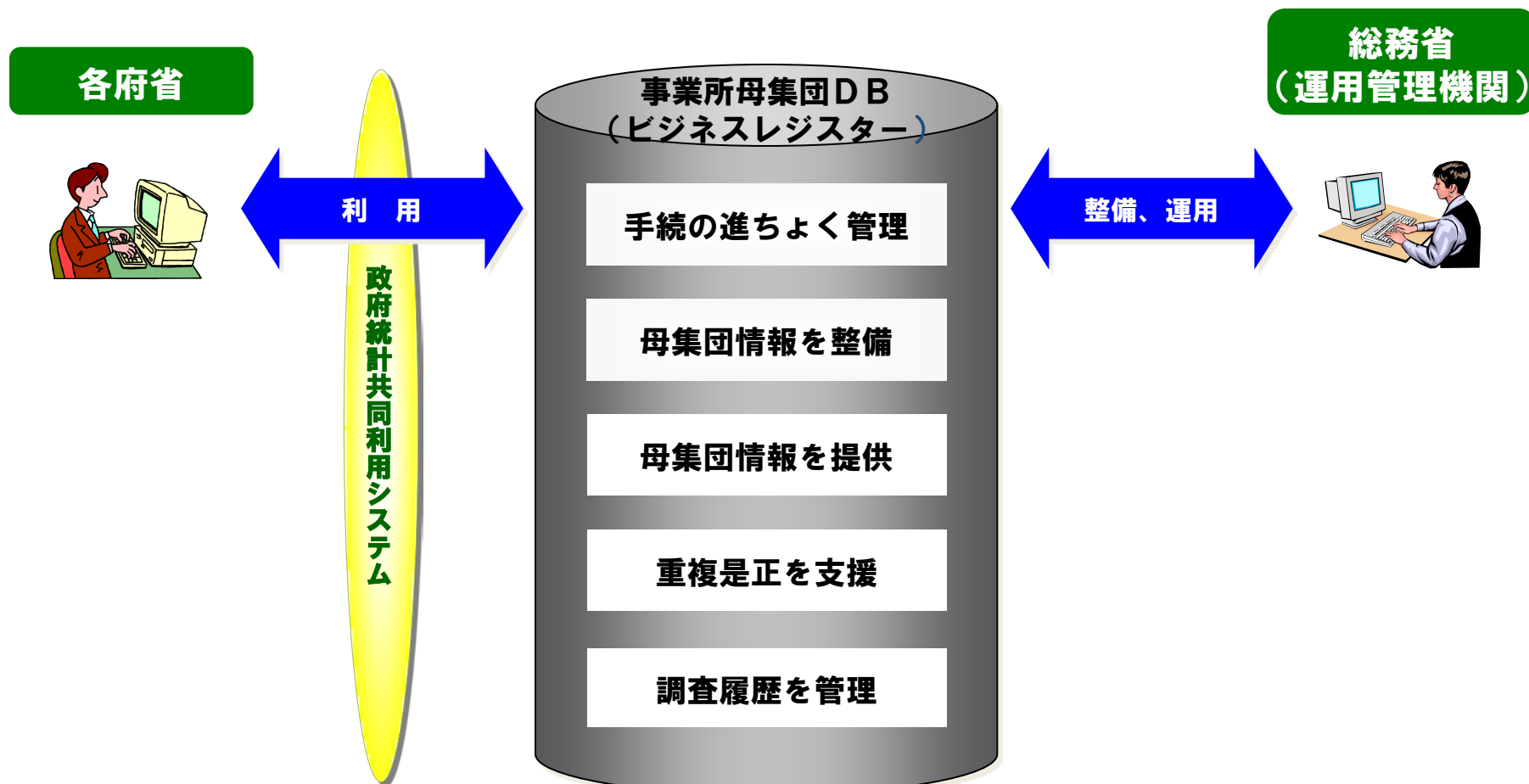
## (統計調査の実施における活用方法)

平成22年10月

総務省統計局

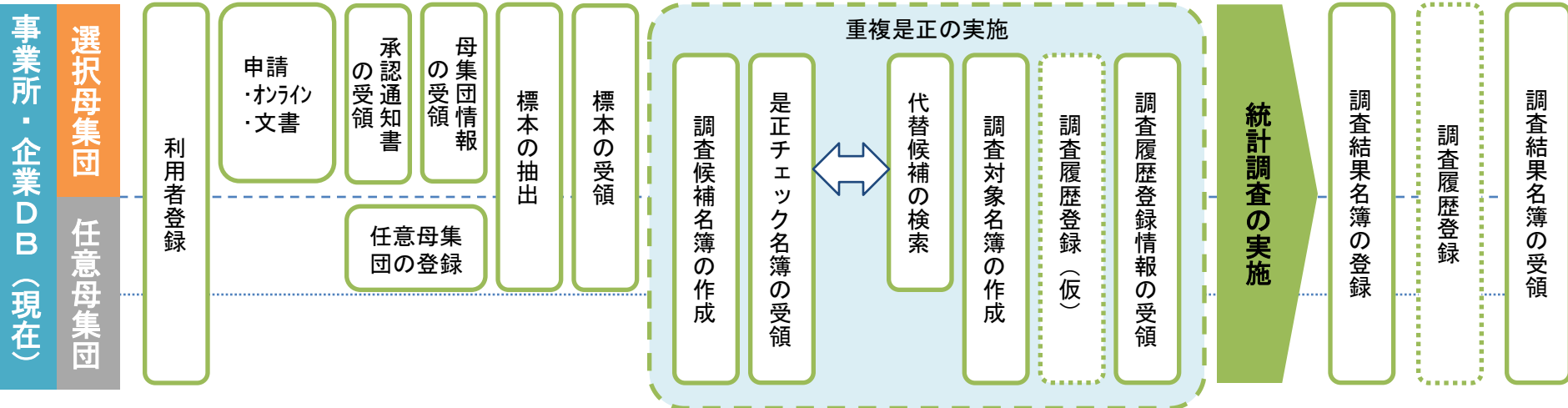
# 事業所母集団DBの概要

- ・ 調査実施手続の進ちよく状況を管理
- ・ 事業所・企業を対象とする母集団情報（ビジネスフレーム）を整備、提供
- ・ 調査対象者の重複是正を支援
- ・ 各府省が実施した統計調査の調査履歴を管理

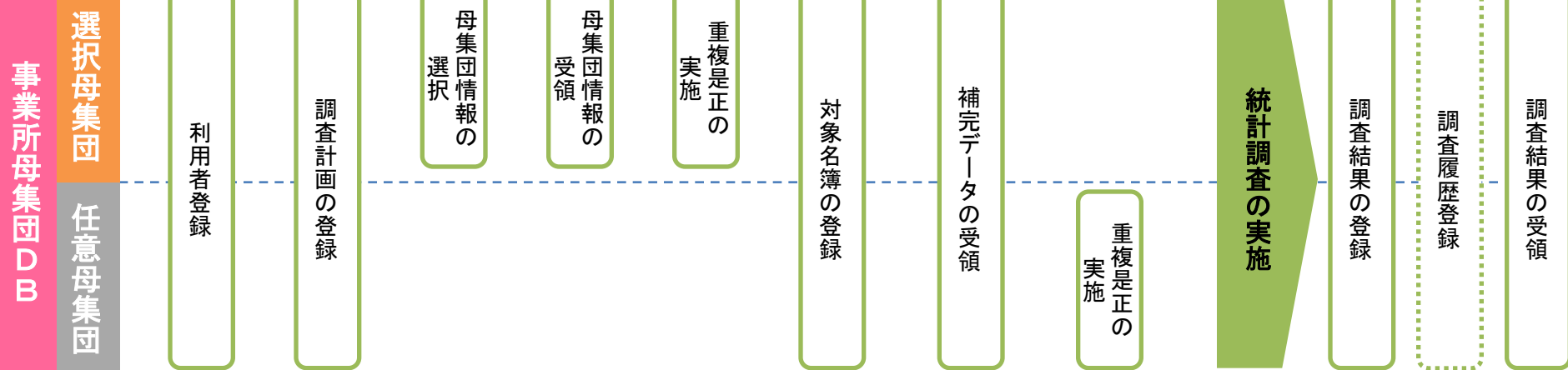


# 事業所母集団DBの概要

## 各府省の利用手順

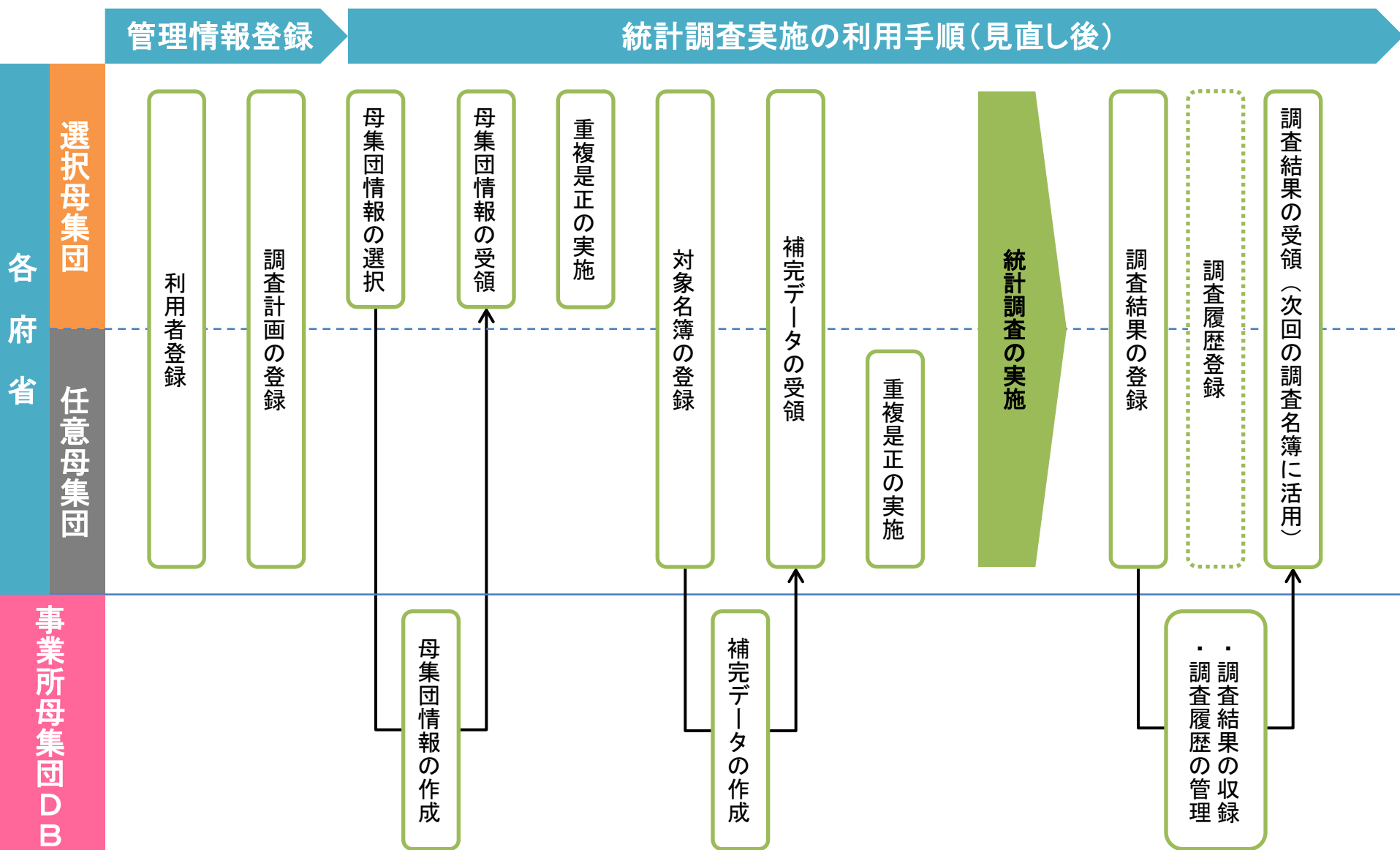


文書での手続きを省略し、原則、すべての手順をオンラインで実施



\* 選択母集団とは、事業所母集団DBから調査に必要な属性的範囲（産業分類等）を指定して作成した母集団情報、任意母集団とは、各府省が行政記録等から作成し、調査に使用する独自の母集団情報をいう。

# 事業所母集団DBの概要



\* 「調査計画の登録」では、各府省が実施予定の統計調査の内容を年初に登録することを想定している。  
補完データとは、事業所母集団DBの整備目的である「正確かつ効率的な統計の作成」のため、調査実施者へ提供する売上高等の情報をいう。

# ビジネスレジスターの利用画面イメージ（トップページ、選択母集団を用いる統計調査担当）

参考資料3

総務省 総務 太郎

担当統計調査: ○○統計調査 ▼

進捗状況:

調査計画	母集団利用申請	対象名簿	重複是正	結果データ
1月14日報告済	申請:5月7日 ダウンロード:5月8日	登録:7月1日	登録:7月1日	未登録

次回: ○年○月○日までに結果データを登録又は送付してください。

処理:

母集団抽出条件の確認	母集団の抽出条件及び抽出件数の確認を行う場合はこちら。
母集団情報利用申請	母集団情報の利用申請を行う場合はこちら。
母集団情報ダウンロード	母集団情報をダウンロードします。
対象名簿の提出	調査対象名簿の提出及び補完データの利用申請はこちら。
重複是正の報告	調査対象に係る重複是正報告はこちら。
補完データのダウンロード	調査対象名簿に補完データを追加したデータをダウンロードします。
調査結果の提出	調査結果の提出及び共通コードの付与申請はこちら。
共通コードのダウンロード	調査結果に共通コードを付与したデータをダウンロードします。

管理:

統計調査計画の修正	総務省に提出した調査計画の修正はこちら。
統計調査担当者の管理	人事異動等に伴う担当者変更はこちら。



# トップページ(任意母集団を用いる統計調査担当)

総務省 総務 太郎

担当統計調査: ○○統計調査  ▼

進捗状況:	調査計画	対象名簿	重複是正	結果データ
	1月15日報告済	登録:6月7日	登録:6月20日	未登録

次回: ○年○月○日までに結果データを登録又は送付してください。

処理:

- [対象名簿の提出](#) 調査対象名簿の提出及び補完データの利用申請はこちら。
- [補完データのダウンロード](#) 調査対象名簿に補完データを追加したデータをダウンロードします。
- [重複是正の報告](#) 調査対象に係る重複是正報告はこちら。
- [調査結果の提出](#) 調査結果の提出及び共通コードの付与申請はこちら。
- [共通コードのダウンロード](#) 調査結果に共通コードを付与したデータをダウンロードします。

管理:

- [統計調査計画の修正](#) 総務省に提出した調査計画の修正はこちら。
- [統計調査担当者の管理](#) 人事異動等に伴う担当者変更はこちら。

# トップページ(窓口担当)

経済産業省 経済 一郎

表示切替:

統計別

月別

週別

<<

>>

進ちよく状況: 【選択母集団を用いる統計調査】

統計調査名	調査計画	母集団利用申請	対象名簿	重複是正	結果データ
情報通信業基本調査	1月14日報告済	申請:5月7日 ダウンロード:5月8日	登録:7月1日	登録:7月1日	未登録
容器包装利用・製造実態調査	1月10日報告済	未申請	未登録	未登録	未登録
特定サービス産業実態統計調査	1月20日報告済	未申請	未登録	未登録	未登録
経済産業省企業活動基本調査	1月15日報告済	申請:6月6日 ダウンロード:6月7日	未登録	未登録	未登録

【任意母集団を用いる統計調査】

統計調査名	調査計画	対象名簿	重複是正	結果データ
工業統計調査	1月15日報告済	登録:6月7日	登録:6月20日	未登録
商業動態統計調査	2月1日報告済	未登録	未登録	未登録
特定サービス産業動態統計調査	1月20日報告済	未登録	未登録	未登録
工業立地動向調査	1月20日報告済	未登録	未登録	未登録

特記事項:

工業立地動向調査:対象名簿提出時期を経過しています。  
経済産業省企業活動基本調査:対象名簿提出時期まで残り1週間です。

管理:

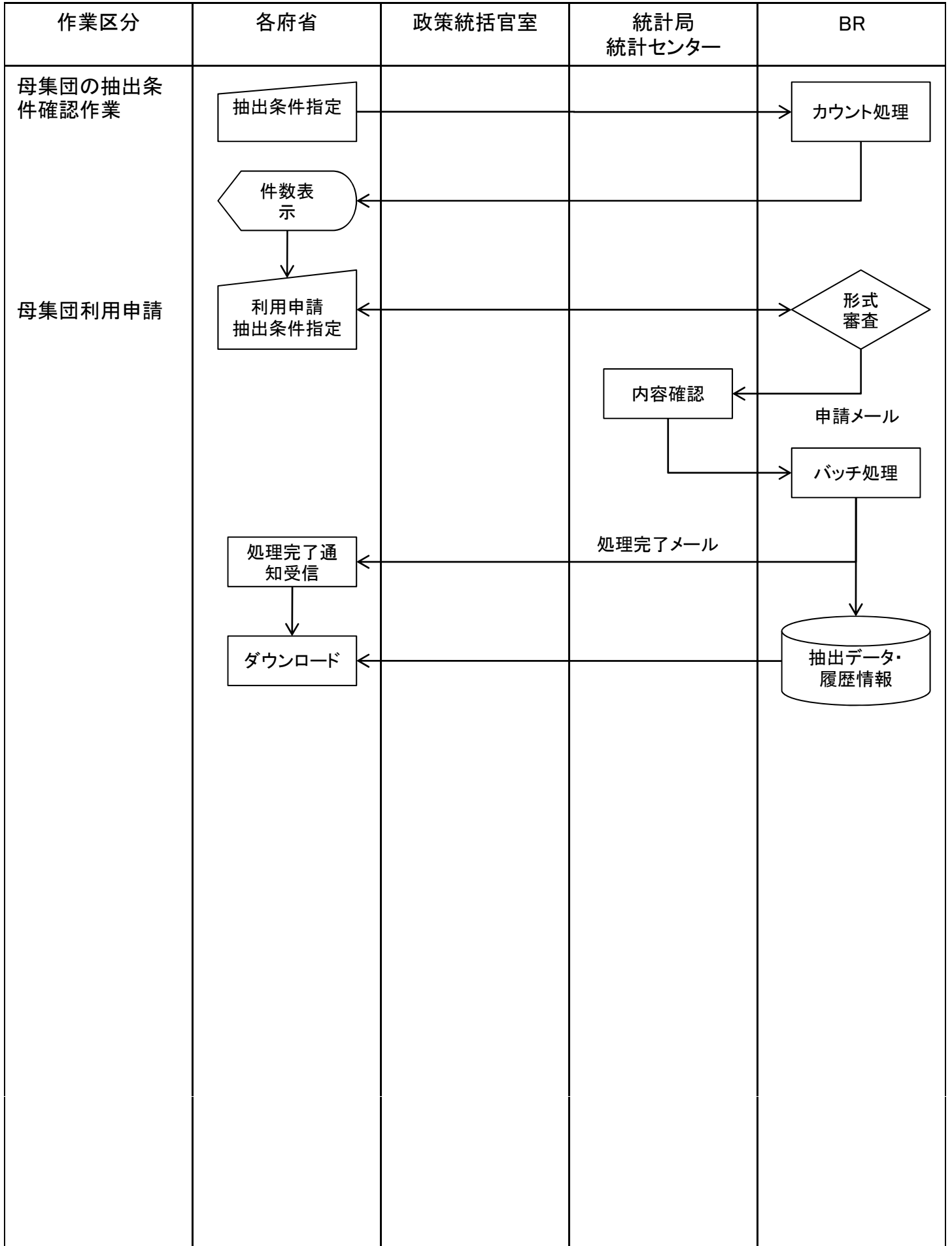
窓口担当者の管理

人事異動等に伴う窓口担当者の変更はこちら。

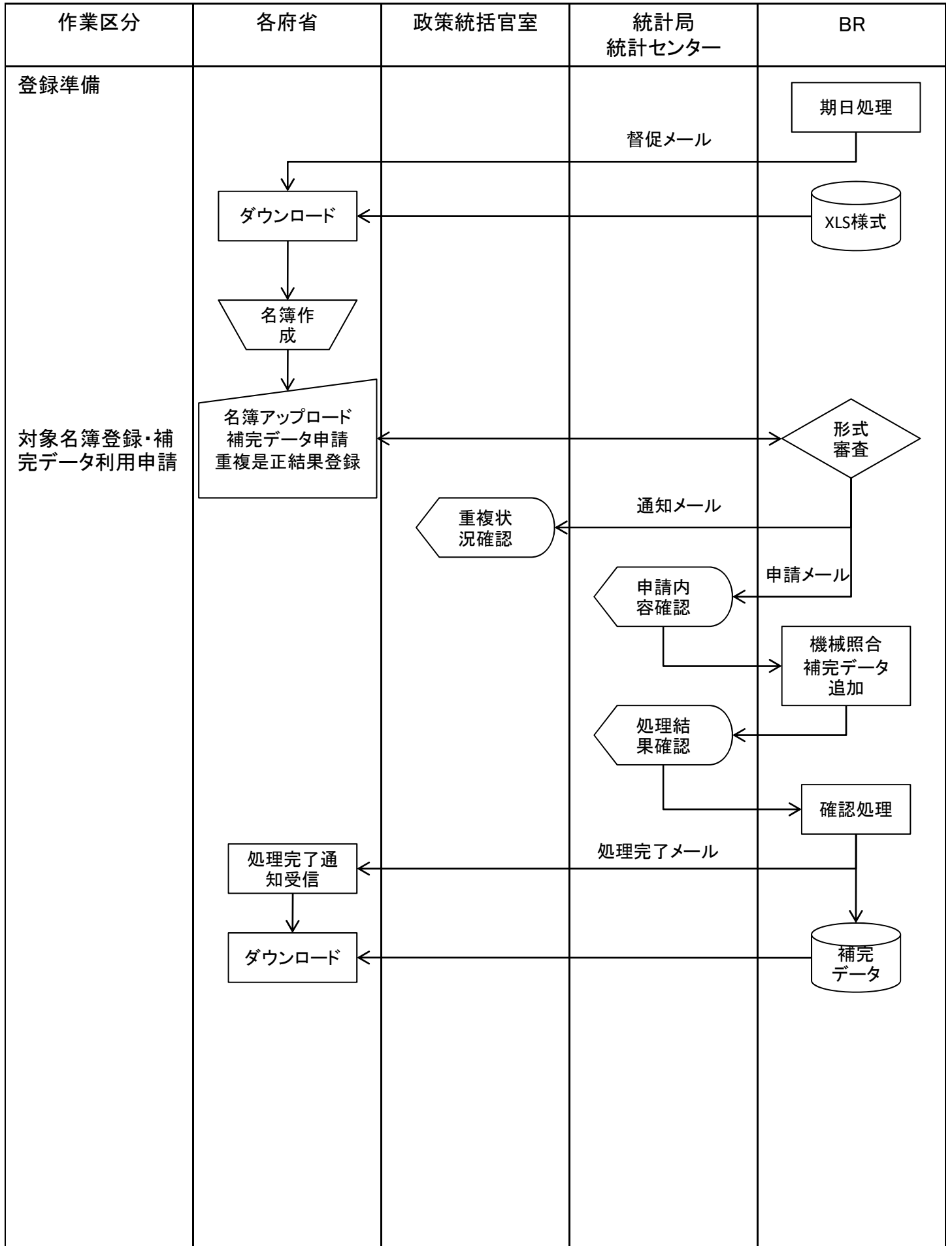
統計調査担当者の管理

人事異動等に伴う統計調査担当者変更はこちら。

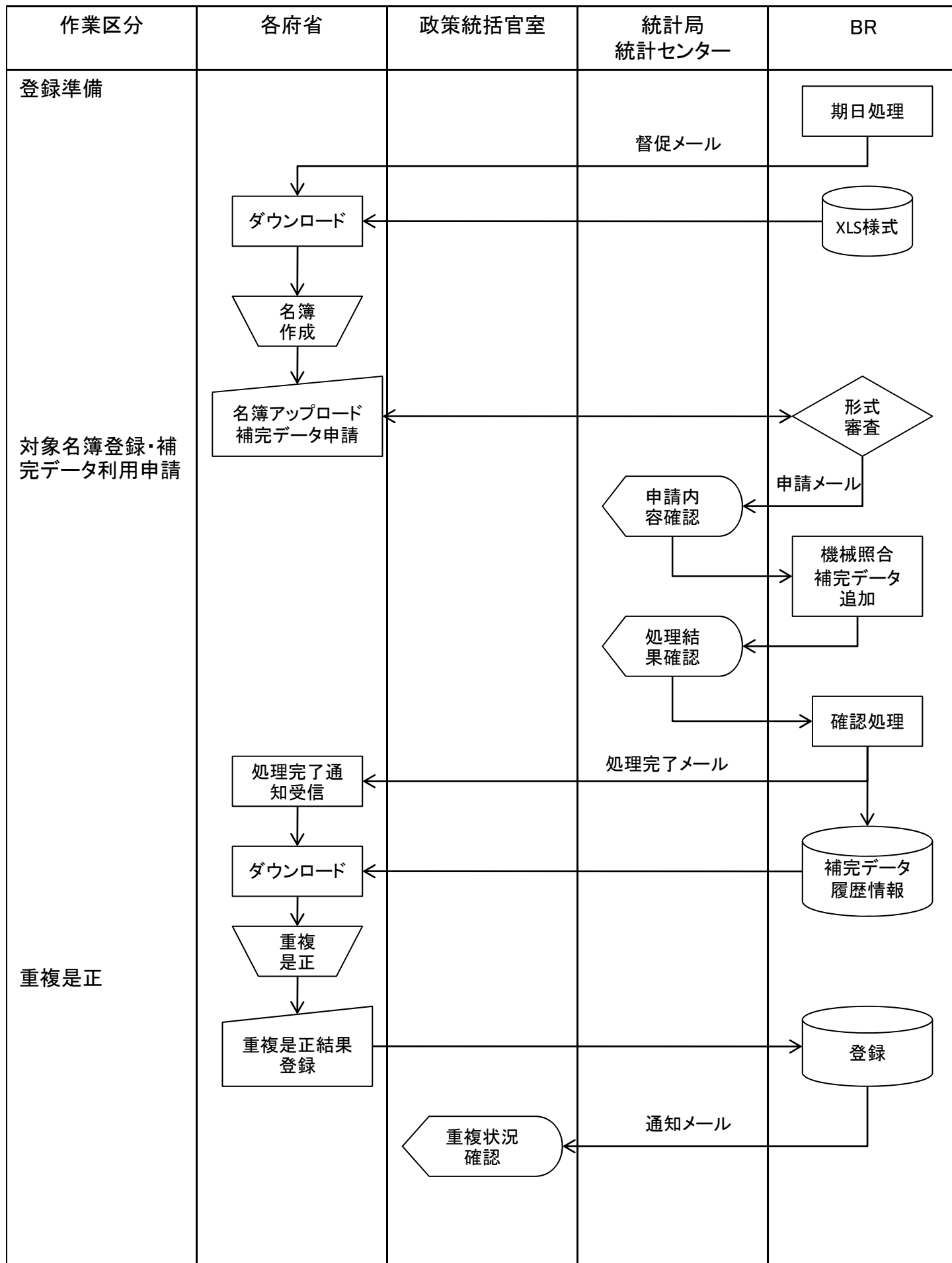
# 母集団利用申請フロー



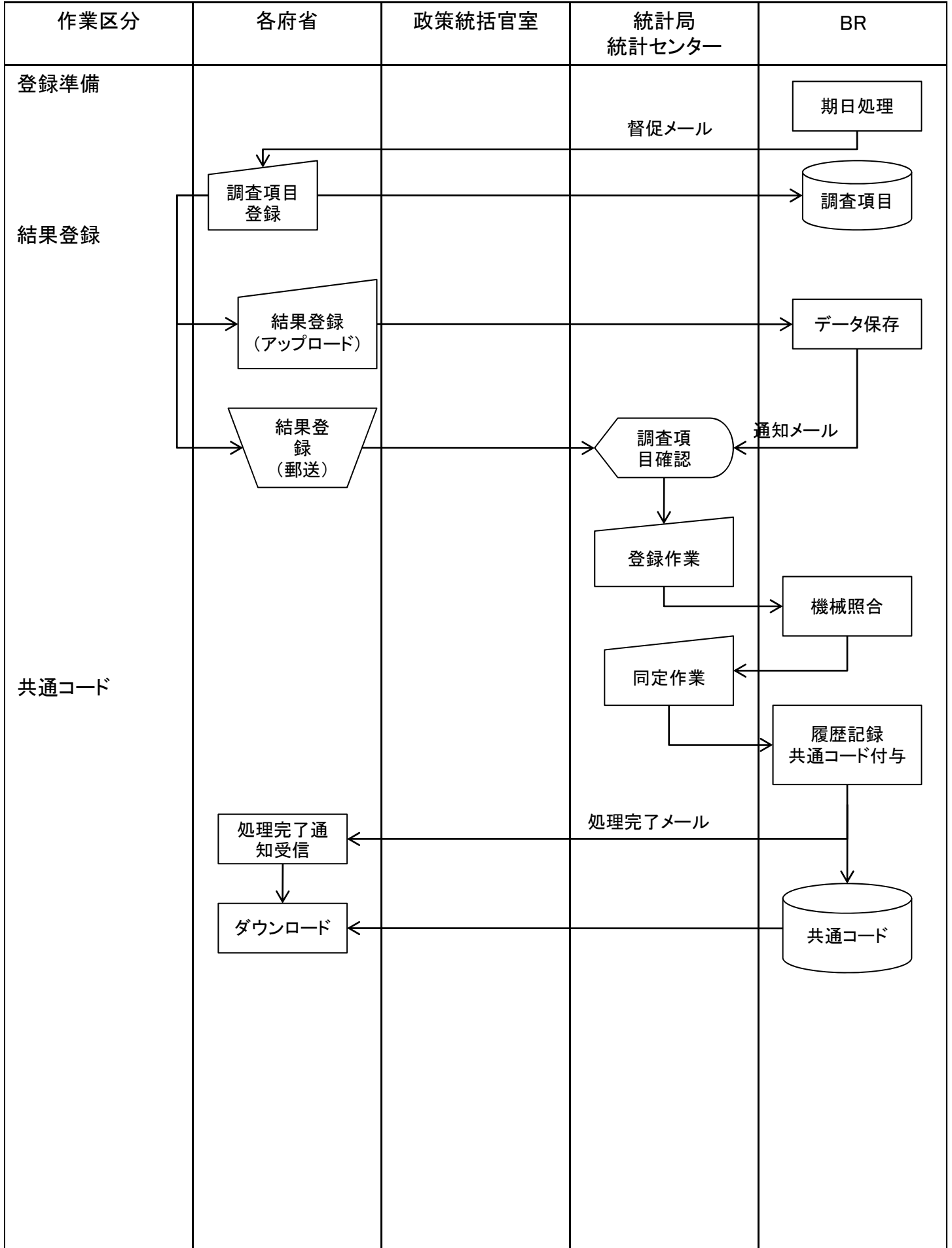
# 対象名簿登録・補完データ使用フロー（選択母集団）



# 対象名簿登録・補完データ使用フロー（任意母集団）

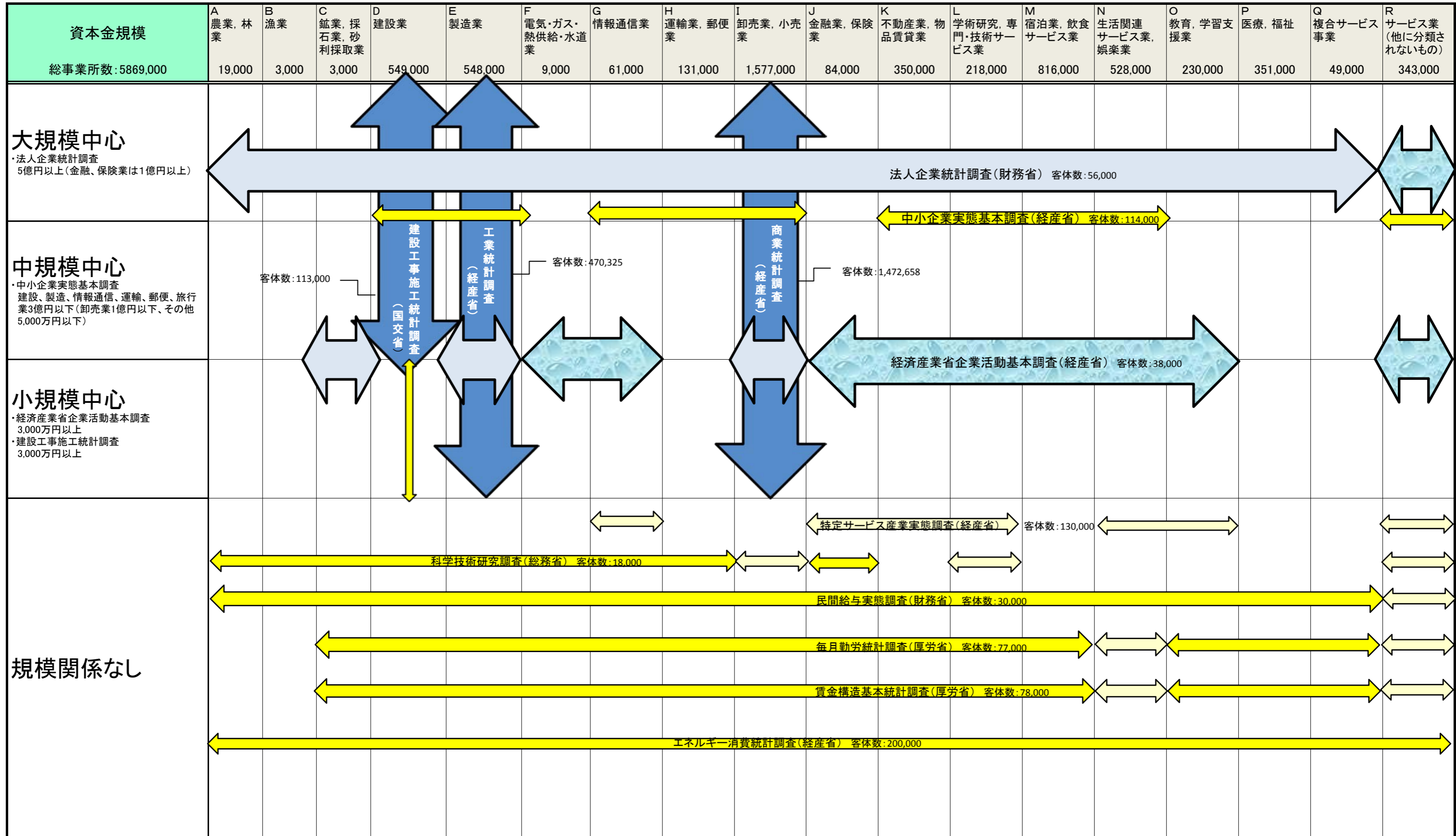


# 調査結果登録フロー



# 主要統計調査の産業分類別の捕捉状況

参考資料4



備考:

- 全数調査で該当する産業大分類をカバー
- 全数調査で該当する産業大分類の一部をカバー
- 抽出調査で該当する産業大分類をカバー
- 抽出調査で該当する産業大分類の一部をカバー

・産業分類ごとの事業所数は、平成18年事業所・企業統計調査の結果を平成19年11月改定の日本標準産業分類に組み替え集計した結果より記載。